



発行
東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による調査計画書……………

……………（環境局総務部環境政策課）…一

告示（教）

○技能教育の連携措置に係る科目の指定解除（二件）……………二

正誤

○令和七年二月七日付東京都告示第八十九号……………二

告示

●東京都告示第五百五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）京王重機整備北野工場建替計画について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

京王重機整備株式会社

代表取締役社長 寺田 雄一郎

渋谷区笹塚一丁目四十七番一号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）京王重機整備北野工場建替計画

工場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、八王子市長沼町に位置する京王重機整備株式会社（北野工場）（鉄道車両の整備、保守、改造工事の工場）において、既存の当社工場及び同一敷地内にあり他所へ移転する東京特殊車体株式会社の工場（特殊車両製造工場）を解体し、当社のみの新たな工場棟（第一工場、第二工場）を建設するものである。

四 周知地域の範囲

八王子市 長沼町、北野町、打越町及び大和田町一丁目

目の区域

日野市 西平山二丁目、西平山三丁目、西平山四丁目及び西平山五丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

（一）期間

令和七年四月二日から同月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 八王子市環境部環境保全課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

イ 日野市環境共生部環境政策課

日野市神明一丁目十二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

（一）提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

（二）記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

（三）期限

令和七年四月二十一日

（四）提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三—八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

告 示（教）

●東京都教育委員会告示第十四号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第三項の規定に基づき、町田美容専門学校との連携措置に係る科目について令和七年三月三十一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

令和七年四月二日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目

デザイン画

ファッションデザイン

●東京都教育委員会告示第十五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第三項の規定に基づき、野田鎌田学園杉並高等学校との連携措置に係る科目について令和七年三月三十一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

令和七年四月二日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目

生活産業情報

生活産業情報

正 誤

○令和七年二月七日付東京都告示第八十九号
一 ページ中段十一行目から十七行目までを削除する。

発行所 東京都印刷株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定価 三〇円
本号 一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号 101-0051